

協議第6号

公共的団体等の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	17 公共的団体等の取扱い
<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 <u>2</u>町村に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。2 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて調整に努める。3 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。	

「協議第6号 公共的団体等の取扱いについて」資料

幕別町・忠類村合併協議会の調整内容

協議項目	17 公共的団体等の取扱い	
調整の内容	決定済	再提案
	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>1 <u>3町村</u>に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2及び3 略</p>	<p>公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>1 <u>2町村</u>に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。</p> <p>2及び3 略</p>